令和６年度 第２回医師国保通常組合会

と　き　令和７年２月20日（木）15：00～15：40
ところ　山口県医師会６階　会議室

Ⅰ　開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数31名、出席議員20名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

Ⅱ　理事長挨拶

加藤理事長　本日は、ご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。

令和６年度第２回通常組合会として、令和７年度事業計画・予算等について、ご審議をお願いいたします。

さて、健康保険における国全体の傾向として、人口の高齢化に伴う後期高齢者医療支援金負担の増大や、高額医薬品による医療費の増大などが挙げられます。

また、医師国保組合の組合員数の減少、国庫補助金の見直し、マイナ保険証の導入による被保険者証の新規発行停止など、国の政策の影響を大きく受けながらの運営努力が求められています。

さらに、勤労者皆保険の構築という国の構想により、国保加入者が協会けんぽへ流れ、加入者減少につながる可能性もありますが、事前に「適用除外」の手続を行っていただくことで、これまで通り本組合に残ることが可能です。

また、現在においても法人化の際にこの適用除外を申請しないと、協会けんぽへ異動しなければなりません。

さらに、新規開業時には、医師国保に加入したい旨を社労士等に伝えていただかないと、協会けんぽで加入手続を取られる場合があります。

このような状況を踏まえ、加入者数を確保するため「医師国保のしおり」を全面改定し、大学院生も含め、医師国保に加入する方が保険料面で有利であることを、これまで以上に周知することといたしました。

家族構成によっては必ずしも有利とはならない場合もありますが、その点についても記載しておりますので、新たな「しおり」を、ぜひご覧ください。

そして、今後、こども子育て支援金の医療保険者負担や、医師偏在是正対策の構築に向けた費用負担なども、大きな議論となるかと思います。

このような、保険者としてのあり方にさまざまな変化が求められる状況ではありますが、執行部一同、健全で効率的な組合運営に努めてまいりますので、引き続き、先生方のご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

出席者

組合会議員

大島郡	野村　壽和	防府	大西　徹
美祢郡	竹尾　善文	下松	井上　保
下関市	飴山　晶	岩国市	小林　元壯
宇部市	西村　滋生	岩国市	西岡　義幸
宇部市	土屋　智	岩国市	山下　秀治
宇部市	髙田弘一郎	山陽小野田	藤村　嘉彦
宇部市	黒川　泰	光市	井上　祐介
山口市	豊田耕一郎	柳井	弘田　直樹
徳山	髙木　昭	長門市	清水　達朗
防府	松村　康博	美祢市	中元　起力

役員

理事長	加藤　智栄	理事	白澤　文吾
副理事長	沖中　芳彦	理事	木村　正統
副理事長	中村　洋	理事	藤井　郁英
常務理事	長谷川奈津江	理事	國近　尚美
常務理事	竹中　博昭	理事	中村　丘
法令遵守（コンプライアンス）担当理事	伊藤　真一	理事	森　健治
理事	河村　一郎	理事	吉水　一郎
理事	茶川　治樹	監事	宮本　正樹
理事	縄田　修吾	監事	友近　康明
理事	岡　紳爾	監事	淵上　泰敬

議事録署名議員指名

議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

髙田弘一郎　議員

井上　　保　議員

Ⅲ　議案審議

承認第１号　「理事の専決処分」事項について

竹中常務理事　マイナンバーに関する「改正法」の施行に伴い、関連政令の整備及び経過措置に関する「改正令」が公布されたことで、「国民健康保険法規約」の改正案として次の２件が示された。

まず、規約第28条「保険料の納付期限の延長」について、第１項中「３か月以内」を「３か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内」に改めるものである。

これは、保険料滞納者の被保険者証の取扱いに関する関連法令を整備する上で、保険料徴収の猶予、また、急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収の取扱いが変更となったためである。

次に、第64条「罰則」について、第１項中「第９項」を「第５項」に、また、「若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第９条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものである。

これは、国民健康保険法第127条第１項から、「被保険者証の返還に応じない者」に対する10万円以下の過料の規定が削られたためである。

また、12月２日以降においても、未納保険料の納付義務や被保険者証返還に関する取扱いは、従来の法令通りとするため、「附則」において経過措置を示している。

以上の規約改正は、本来、組合会の議決事項となるが、施行が令和６年12月２日となることから、国民健康保険法第25条（理事の専決処分）の第２項に該当するものとして、昨年11月21日開催の第14回理事会で「理事の専決処分」により議決し、施行日を令和６年12月２日として、知事より認可を受けている。

また、国民健康保険法第25条第３項に「その後最初に招集される組合会に報告しなければならない」と定められているため、本日お諮りするものである。

ご承認いただくよう、よろしくお願い申し上げる。

山口県医師国民健康保険組合
規約の一部改正について

山口県医師国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

1　規約第28条第１項中「３か月以内」を「３か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内」に改める。

2　規約第64条第１項中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第９条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

2　この規約による改正後の第28条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年12月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の保険料について適用し、令和６年度分のうち令和６年11月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3　この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新旧対照表

現　行	改　正
（保険料の納付期限の延長） 第28条　理事長は、保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その申請によって、理事会の議決を経て、その納付することができないと認められる金額を限度として、3か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 一～四（略）	（保険料の納付期限の延長） 第28条　理事長は、保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その申請によって、理事会の議決を経て、その納付することができないと認められる金額を限度として、3か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 一～四（略）
（罰則） 第64条　組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過怠金を課する。	（罰則） 第64条　組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過怠金を課する。 附　則 （施行期日） 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。 （経過措置） 2 この規約による改正後の第28条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 3 この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

承認第２号　令和７年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

平成22年より、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では、平成23年２月の組合会で、規約改正及び基本方針の策定を議決していただいた。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しており、本年１月９日開催の第17回理事会で令和７年度の実践計画を策定したので、ご報告する。

1　法令遵守マニュアルの策定では、組織体制を規定している。

2　法令遵守に関する指導・研修では、理事会の際にマニュアル等の確認等による研修を行っている。

3　法令遵守のための管理については、担当職員の業務のあり方について記載している。

4　法令遵守関連情報の組織的な把握等、及び、5　不祥事故への対応体制では、役職員の役割等と報告・調査体制を定めている。

令和７年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守
（コンプライアンス）のための実践計画

令和７年１月９日　理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和７年度の実践計画を次のとおり策定する。

1　法令遵守マニュアルの策定
役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。
①　法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
②　法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。

2　法令遵守に関する指導・研修
不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
①　法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。
②　役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。

3　法令遵守のための管理
事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。

4　法令遵守関連情報の組織的な把握等
役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。
①　役職員が把握した法令遵守関連情報（組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等）については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
②　法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
③　理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5　不祥事故への対応体制
役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
①　法令遵守担当理事等は、規約、規程等に照り、理事会に報告する。
②　理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。

6　雑　則
この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

以上の実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法・番号法などの関係法令に沿って、厳正に業務運営を行っていく。

ご承認いただくよう、よろしくお願い申し上げる。

議決事項

議案第１号　令和７年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

1.「保険給付」は、本組合の主体的事業であり、疾病や負傷に対する療養の給付のほかに、療養費・高額療養費等の各種給付事業を実施する。

次に、2.「保健事業」では、医療費通知や後発医薬品差額通知の事業を含めた全事業、すべて継続している。

6.「被保険者証廃止に伴う対応」では、本年３月末で従来の被保険者証等の有効期限が切れることにより、４月１日更新として、被保険者全員に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を発行する。

なお、今回に限り、有効期限は７月末までの４か月間とするが、理由として、毎年８月１日更新となる高齢受給者証及び限度額認定証等と一体化するためである。

このため、従来の３年更新は、各証一体化により、毎年更新となった。

また、この取扱いについては、近日中に、郡市医師会に通知することとしているので、よろしくお願い申し上げる。

議案第２号　令和７年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

＜歳入＞

第Ⅰ款「国民健康保険料」は、新年度の被保険者見込み数を基に９億2,650万６千円を計上し、前年度予算に対し3,753万円の減となっている。

第Ⅱ款「国庫支出金」の「第２項　国庫補助金」は、医療費通知等の経費及び各種システム負担金、また、「未就学児を持つ世帯」等への財政支援に対する補助金を計上しているが、それらの経費自体の削減及び決算見込みで申し上げた保険給付費の減少による補助金減少もあり、約4,100万円

令和７年度事業計画

１．保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

1　診察

2　薬剤又は治療材料の支給

3　処置、手術その他の治療

4　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

5　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の３を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の２を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の２、現役並み所得者は、10分の３を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第１項第５号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第１項第５号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員が保険料納付の融資等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第２項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

(10) 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第57条の２第１項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第１項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第１項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

(11) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として48万８千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに１万２千円を加算する。

(12) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

(13) 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き10日を超えて休業・休職をしたときは、11日目から起算して最高180日間１日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

２．保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のＢ型肝炎予防対策としてＨＢｓ抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けされた「特定健診・保健指導」について第４期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年１回）。

(7) 後発医薬品差額通知の実施について

該当被保険者に「後発医薬品差額通知書」を送付する（年１回）。

３．広報活動について

(1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。

(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

４．未就学児世帯支援補助事業について

令和４年度から導入された国の補助事業により、未就学児に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置として、令和７年11月30日時点で未就学児がいる組合員に対し、当該未就学児の人数に応じた額を保険料として還付する。（１人当たり12,000円）

５．産前産後支援補助期間相当分の保険料の軽減措置について

令和５年度から導入された国の補助事業により、産前産後に係る子育て世帯の経済的負担の軽減措置として、４ヶ月分（多胎の場合、６ヶ月分）の保険料を還付する。

６．被保険者証廃止に伴う対応について

令和７年４月１日より、全被保険者に資格情報のお知らせ（マイナ保険証を有する者）、または資格確認書（マイナ保険証のない者）を発行する。

７．月別事業計画

月	組合会・理事会	諸会議及び研修会
4	理事会	
5	理事会	
6	理事会	全国国保組合協会中国四国支部総会・委託研修会 全国国保組合協会通常総会
7	理事会 監事会 組合会	全国国保組合協会職員研修会 中国地方国保事務担当者研究協議会 中国四国医師国保組合連絡協議会
8	理事会	全国医師国保組合連合会代表者会
9	理事会	全国国保組合協会理事長・役員研修会 全国国保組合協会事務長研修会
10	理事会	全国医師国保組合連合会第63回全体協議会 全国国保組合協会中国四国支部委託研修会
11	理事会	全国国保組合協会保健事業推進担当者研修会 全国医師国保組合連合会事務長連絡会 第21回学びながらのウォーキング大会 全国国保組合協会被保険者全国大会
12	理事会	中国四国医師国保組合事務連絡会
1	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
2	理事会 組合会	全国国保組合協会理事長・役員研修会
3	理事会	全国国保組合協会通常総会

令和７年度歳入歳出予算

（単位：千円）

歳入		歳出	
款　項	金額	款　項	金額
Ⅰ 国民健康保険料	926,506	Ⅰ 組合会費	3,228
(1) 国民健康保険料	926,506	(1) 組合会費	3,228
Ⅱ 国庫支出金	96,932	Ⅱ 総務費	53,725
(1) 国庫負担金	2,989	(1) 総務管理費	53,265
(2) 国庫補助金	93,943	(2) 徴収費	460
Ⅲ 前期高齢者交付金	37,444	Ⅲ 保険給付費	771,384
(1) 前期高齢者交付金	37,444	(1) 療養諸費	680,150
Ⅳ 出産育児交付金	212	(2) 高額療養費	72,028
(1) 出産育児交付金	212	(3) 移送費	100
Ⅴ 共同事業交付金	64,615	(4) 出産育児諸費	12,506
(1) 共同事業交付金	64,615	(5) 葬祭諸費	1,600
Ⅵ 財産収入	10	(6) 傷病手当金	5,000
(1) 財産運用収入	10	Ⅳ 後期高齢者支援金等	240,249
Ⅶ 繰入金	1	(1) 後期高齢者支援金等	240,249
(1) 準備金等繰入金	1	Ⅴ 前期高齢者納付金等	12
Ⅷ 繰越金	390,390	(1) 前期高齢者納付金等	12
(1) 繰越金	390,390	Ⅵ 介護納付金	120,715
Ⅸ 諸収入	12,307	(1) 介護納付金	120,715
(1) 預金利子	1	Ⅶ 流行初期医療確保拠出金等	2
(2) 雑入	12,306	(1) 流行初期医療確保拠出金等	2
		Ⅷ 共同事業拠出金等	77,769
		(1) 共同事業拠出金	77,403
		(2) 共同事業負担金	366
		Ⅸ 保健事業費	43,641
		(1) 特定健康診査等事業費	5,427
		(2) 保健事業費	37,214
		(3) 死亡見舞金	1,000
		Ⅹ 積立金	1,001
		(1) 積立金	1,001
		Ⅺ 公債費	1
		(1) 一般公債費	1
		Ⅻ 諸支出金	6,212
		(1) 償還金及び還付加算金	6,212
		ⅩⅢ 予備費	210,478
		(1) 予備費	210,478
合計	1,528,417	合計	1,528,417

の減となっている。

第Ⅲ款「前期高齢者交付金」は、65歳から74歳の前期高齢者偏在による各保険者の財政負担の不均衡を是正する制度で、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は納付金を納め、平均を上回る保険者には交付金が交付される制度である。

本組合では、今回２年目の交付対象となり、3,514万９千円増の3,744万４千円の交付となるが、本組合被保険者の高齢化が進んでいることを示すものでもある。

第Ⅳ款「出産育児交付金」は、出産育児一時金の財源の一部が交付されるもので、21万２千円が見込まれている。

第Ⅴ款「共同事業交付金」は、高額医療費共同事業に対する交付金として6,461万５千円を計上しており、前年度より219万５千円の減となっている。

第Ⅵ款「財産収入」は、特別積立金等の利息として１万円計上している。

第Ⅶ款「繰入金」は、１千円の科目存置となっている。

第Ⅷ款「繰越金」は、決算見込みの差引残高３億9,039万円となり、前年度予算額より１億949万４千円の増となっている。

第Ⅸ款「諸収入」は、令和５年度の被保険者数や医療費が見込みより減少したこと等により、支払基金から還付される1,230万４千円を計上している。

以上、歳入の合計は、前年度より約3.53%、5,210万６千円増の15億2,841万７千円となっている。

＜歳出＞

第Ⅰ款「組合会費」は、理事会・監事会の旅費等によるもので、令和６年度と同額を計上している。

第Ⅱ款「総務費」では、制度改正によるシステム改修等の負担増により、前年度より1,974万４千円増となっている。

第Ⅲ款「保険給付費」は、予算は歳出全体の約半分を占める７億7,138万４千円を計上し、前年度とほぼ同様の予算措置としている。

第Ⅳ款「後期高齢者支援金等」、第Ⅴ款「前期高齢者納付金等」、第Ⅵ款「介護納付金」については、社会保険診療報酬支払基金に納付する額で、厚労省が示した算定手順により予算額を算出し、３款あわせて前年度より702万４千円の増となっている。

第Ⅶ款「流行初期医療確保拠出金等」は、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備を目的とした、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（いわゆる「感染症法」）等の改正において、公費と保険者で費用負担するものであるが、流行初期医療確保措置が実施された際に徴収されることから、予算の計上は不要とされており、科目存置として２千円のみ計上している。

第Ⅷ款「共同事業拠出金等」の「第１項　共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会に支払う額となる。

第Ⅸ款「保健事業費」では、健康診断、ウォーキング大会等の各種保健事業の諸費用及び業務協力分として郡市医師会への助成金を計上している。

第Ⅹ款「積立金」において、特別積立金は１億７千万円、給付費等支払準備金は１億600万円で、保有額から法定積立額を差し引いた取り崩し可能額は、２つの積立金あわせて約7,957万円となっている。

第Ⅺ款「公債費」は科目存置である。

第Ⅻ款「諸支出金」は、国の補助事業となる、未就学児世帯と産前産後世帯の支援分、及び前期高齢者納付金分補助金返還等となる。

最後に、歳入歳出を調整した結果、第ⅩⅢ款「予備費」として、前年度より2,736万９千円増の２億1,047万８千円を計上している。

以上、令和７年度歳入歳出予算の説明を終わる。

何卒、慎重審議の上、ご承認賜るようお願い申し上げる。

採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員

の挙手多数により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

Ⅳ　閉会の挨拶

加藤理事長　皆様、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

本組合の財政を安定させるには、皆様が健康であることが何よりも重要だと考えます。

そのためには、特定健診やがん検診を受診し、異常が見つかった際は、ぜひ保健指導を受け、健康維持に努めていただければと思います。

今後も、皆様のご健勝をお祈りし、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

日本医師会公式 YouTube と公式 LINE のご案内

日本医師会では公式 YouTube チャンネルや LINE 公式アカウントを通じて、さまざまな情報を提供しています。それらの情報をご活用頂くため、ぜひ、YouTube のチャンネル登録並びに LINE への友だち追加を、下記の二次元コードからお願いいたします。

●日本医師会公式 YouTube チャンネル

●日本医師会 LINE 公式アカウント

問い合わせ先：日本医師会広報課 e-mail：kouhou@po.med.or.jp

多くの先生方にご加入頂いております！

お申し込みは
随時
受付中です

医師賠償責任保険
所得補償保険
団体長期障害所得補償保険
傷害保険

詳しい内容は、下記お問合せ先にご照会ください

取扱代理店　山福株式会社
TEL 083-922-2551
引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社
山口支店法人支社
TEL 083-231-3580

SOMPO 損保ジャパン